

0～2歳児クラスの長時間保育料

令和6年度の市町村民税所得割額			令和7年度の市町村民税所得額		
4月	4～8月の長時間保育料		9月	9～3月の長時間保育料	
					3月

階 層	税額による世帯の区分		7:30～18:30 (30分あたり月額)			18:30以降 (30分あたり月額)		
			世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子以降	世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	市町村民税所得割額	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	350円	0円
C2		48,600円未満 (ひとり親世帯等以外)	350円	0円	0円	350円	0円	0円
D		48,600円以上77,100円以下 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	0円	0円
		48,600円以上57,700円未満 (ひとり親世帯等以外)	350円	0円	0円	350円	350円	0円
		57,701円以上97,000円未満 (ひとり親世帯等以外)	700円	0円	0円	700円	350円	0円
E		97,000円以上169,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
F		169,000円以上301,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
G		301,000円以上397,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
H		397,000円以上	700円	0円	0円	700円	350円	0円

- ※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、**最高額(H階層)**に決定しますのでご注意ください。(控除対象配偶者であることが確認できる場合を除く)
- ※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者(祖父母など)の税額を適用する場合があります。
- ※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。
- ※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が保育料算定の基準になります。